

武蔵野市第五期長期計画・調整計画（平成 28 年度～32 年度） 討議要綱（案）～前半部分～

I はじめに

1. 長期計画・調整計画について

本市は、昭和 46 年全国の自治体に先駆け「第一期基本構想・長期計画」を策定した。市民参加、議員参加、職員参加による策定過程、また地域生活環境指標の作成や市政アンケート、市民意識調査による行政課題や全市民のニーズの客観的把握、4 年ごとのローリングによる計画の見直し等「武蔵野市方式」と呼ばれる策定方式は以来五期にわたる長期計画の策定に脈々と受け継がれてきた。このことは長期計画の策定方式に限らず、市民参加が市政運営の最も重要な原理であり続けてきたことの表れである。

長期計画と整合を図りつつ、より専門的、具体的である個別計画の策定過程や様々な市政の課題にあたり市民の参加を求め、また、パブリックコメントの実施等積極的に市民意見を求めていることも「武蔵野市方式」の現在の形と言える。

一方、国では、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るためとして基本構想を議会の議決を経て策定することを義務付けていたが、地方分権推進の観点から平成 23 年に地方自治法の改正により法的な義務付けを廃止した。

（1）武蔵野市長期計画条例

本市は、既述のように第一期長期計画から市民参加の中心である代表民主制としての議員、議会との議論を積み重ねてきた実績があり、議員、議会と長期計画の関わり的重要性を再確認し、「武蔵野市方式」による策定を制度化した「武蔵野市長期計画条例」を平成 23 年 12 月に制定した。

「武蔵野市長期計画条例」では、長期計画はこの条例に基づき策定するもので、市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進することを目的とすること、市が実施する政策は原則として長期計画に基づくこと等を定めている。

さらに条例は、実行計画の見直しや市民等の参加、市長の責務、他の計画との関係について定めるとともに議決の内容について次のように定めている。

「第 5 条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。」この意味するところは、10 年ごとに策定される長期計画において、10 年間を見通した計画の軸となる市政運営の基本理念と施策の大綱は、前述の地方自治法の改正後も本市においては、議会の議決を経なければならないとするものである。このことは別の言い方をすれば、議会の議決を要するのは市政運営の基本理念と施策の大綱であり、議決の時期は長期計画を策定する時点であることになり、議決された事項は、当該計画期間においてその拘束性、規範性を有するとい

うことである。

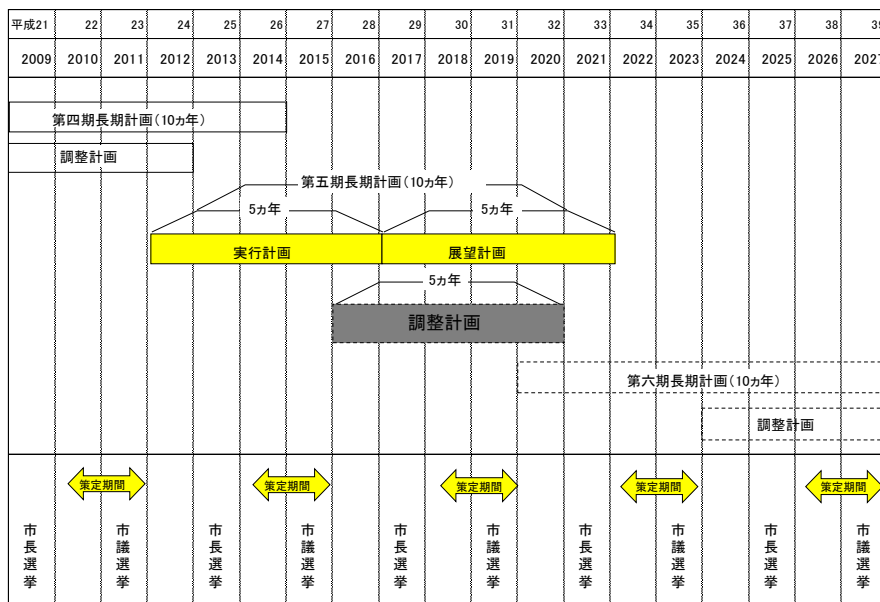
(2) 調整計画の位置づけ

そこで、今回の第五期長期計画・調整計画の策定の性格を確認しておく。

10年間を1期として策定される長期計画は、前期5年を実行計画、後期5年を展望計画としている（武蔵野市長期計画条例第2条第3項）。そして、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする（同条例第3条）と規定しており、これが調整計画策定である。

本市では、地方自治法の改正以前も基本構想の議決にあわせ、その描く市の将来像や基本理念を踏まえて、前期5年を財政の裏付けのある施策を具体化した実行計画、後期5年を将来的に実施すべき展望計画として10年間の長期計画を策定し、市政選挙が実施されると調整計画として長期計画の見直しが行われてきたのであるから、実態として大きな変更はないともいえる。しかし長期計画の主要な部分である「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」が議決された意味は大きいといえる。

従って、調整計画では「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」については計画策定の前提条件として改定は行わず、実行計画に掲げられた施策のうち事業未着手、目標未到達等の施策についてその対応、展望計画として託された施策の検討、長期計画策定時との社会状況の変化により求められる施策等についての議論を主軸に策定を行っていくものである。



2. 討議要綱について

この討議要綱は、「第五期長期計画・調整計画」を策定するための「たたき台」として、議論すべき課題等についてまとめたものである。討議要綱作成にあたっては、策定委員会に先立ち設置された「第五期長期計画・調整計画市民会議」（以下、「市民会議」という。）及び昨年5月と11月、12月に開催された「無作為抽出市民ワークショップ」からの報告書、庁内ヒアリング、地域生活環境指標や将来人口推計並びに市民意識調査などの各種調査報告書、これまでに本市が策定した各個別計画及び実施状況報告書などを参考にし、関係施設の視察も含め計8回にわたる策定委員会での議論を経て作成した。この討議要綱をもとに、広く市民の意見を求めるものである。

3. 策定の流れ

昨年6月に市民会議が設置されるとともに、8月末には、市内在住の有識者、市民会議より選出された市民及び副市長からなる策定委員会が設置された。策定委員会では、各種報告書等を参考に、討議要綱をまとめた。今後、この討議要綱をもとに、さまざまな手法により市民や関係者との意見交換を行うなど、広く意見を求めたうえで、「調整計画案」を作成し、本年9月頃公表することを予定している。その「調整計画案」について改めて広く意見を求めたのち、本年11月には、第五期長期計画・調整計画策定委員会案を市長に答申する予定である。

市長は答申された調整計画案を市長案として市議会に報告するが、その際、市民参加で作成した策定委員会案を最大限尊重することを表明している。その上で、平成28年春に第五期長期計画・調整計画が公表される予定である。

なお、本計画に係る市民の意見は、常に受け付けており、策定委員会宛の意見は、事務局である市総合政策部企画調整課宛に、郵送・メール等の手段によりお届けいただきたい。

II 計画策定の基本的な考え方

前述したとおり、調整計画では、「市政運営の基本理念」と「施策の大綱」については、改定は行わない。ここでは第五期長期計画の基本的な考え方について確認の意味を込め、記載する。

1. 市民自治の原則

市民自治は、昭和46年に策定した第一期長期計画において計画の原理とされ、以来40年間にわたって武蔵野市の市政運営の基本原則として継承されてきた、市民自治の原則とは、市民は主権者として、自らの生活地域について、自ら考え、主体的に行動し、その行動や選択に責任を負うことをいう。本計画においてもこれを継承しつつ、武蔵野市の「自

治」を一層発展させていく。

2. 計画的な市政運営

少子高齢化や経済の定常化などを背景として、財政面では厳しさが増すなど、様々な面で従来とは異なる社会状況になると予想されている。このような社会の変化に柔軟に対応しながら公共課題の解決に効果的に取り組んでいくため、武蔵野市の将来を見通した計画的な市政運営を推進していく。

3. 市民視点の重視

この40年の間に、公共課題は多様化・複雑化しており、多種多様な公共サービスが提供されている。選択と集中の観点から事業の見直しを推進していく必要があるとともに、市民志向・目的志向を重視した、市民の視点に立った公共サービスを展開していく。

4. 広域連携の推進

今日、地方自治体には自律とともに、独自の政策や市政運営が求められている。一方、災害時におけるリスク管理や、道路や上下水道などネットワーク機能が重要な都市基盤整備だけでなく、公共サービスの共同化などにおいても、自治体間連携の必要性が高まっている。今後も、効率的な自治体運営などの観点から、自治体間相互の連携を推進していく。

Ⅲ 第五期長期計画（平成24年度～）の実績と評価

第五期長期計画のまちづくりの目標である「持続可能な都市をめざして」、着実に事業を推進している。

すべての市民が住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを理念とする「地域リハビリテーションの理念」を実現するため、各種協議会・連絡会議などを通じ、医療と福祉、保健の連携を深める取り組みを実施している。今後は介護保険制度改正に向けた市独自の取り組みの検討を進める必要がある。安全・安心なまちづくりとして、24時間パトロール体制を整備するなど、防犯力、犯罪抑止力を高める取り組みを実施した。待機児童の解消に向け、認可保育所をはじめ、認証保育所、市独自事業のグループ保育室を開設するなど、積極的に施策を推進したものの、いまだ待機児童の解消には至っていない。市政情報等の提供については、ソーシャルメディアの活用など多様な媒体による発信を実施している。多くの市民と議論を積み重ねてきた新クリーンセンターは、平成29年度の稼働開始に向け工事を進めている。三駅圏ごとのまちづくりについては、特徴ある都市基盤の整備を行った。吉祥寺駅周辺では、駅ビルや南北自由通路が完成した。三鷹駅周辺では、補助幹線道路の整備を進めている。武蔵境駅周辺では、鉄道高架化完成後の北口駅前広場や道

路整備を進め、南北一体のまちづくりに向け都市基盤の整備を着実に進めている。行財政の分野では、行財政改革を推進するための基本方針を策定し、事務事業の見直しなどを含め財源の確保に努めている。また、公共施設再編の基本的な考え方を示し、今後の老朽化への対応について、財源確保と計画的な機能更新のための方策の検討を進めている。

計画期間の3年が経過しようとしているが、一定の評価されるべき成果はあるものの、さらなる対策に取り組むべき施策もある。

IV 計画策定の前提条件

1. 人口推計

本市で実施した人口推計によると、基準年次の平成 26（2014）年で 140,527 人の総人口は、近年の大規模開発による人口流入の波及効果によって、当面は横ばいから微増で推移することが見込まれる。

この総人口の内訳を年齢 3 区分別人口で見ると、老年人口は増加傾向が続き、現在 21.5%の老年人口比率（高齢化率）は、平成 57（2045）年には 33.1%に達すると見込まれる。一方、年少人口は、大規模開発の波及で出生者が増加していることを背景に、現在の 11.3%から当面微増した後、平成 49（2037）年には 8.9%まで低下する。その後、現在の出生者が 20 歳代後半を迎えて再度上昇に転じ、平成 57（2045）年には 9.5%まで回復すると見込まれる。また生産年齢人口は、微減微増を経ながらも期間全体を通じては漸減傾向にあり現在の 67.2%から平成 57（2045）年には 57.4%まで低下すると見込まれる。

前回（平成 22 年）推計との相違としては、総人口のピークの見込みが平成 30 年から平成 55 年と大きくずれたことは大きな違いであるが、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の大幅な増加という傾向に変化はなかった。

2. 財政見通し

（1） 財政の状況と課題

本市は、今日まで健全な財政を維持しており、歳出は毎年約 560～600 億円弱で推移している。市税収入は過去 5 年間の平均で 370 億円、歳入に占める割合は 60%を超えている。基金積立額は 362 億円、借入金（借金）は下水道事業会計・学校施設整備基金を合わせて 381 億円となっている。歳出については、義務的経費である人件費、扶助費、公債費等で約 240 億円となっている。過去 5 年間の推移では、人件費は職員数の減や給与表の改定などにより減額となっているが、扶助費については、生活保護費、障害者自立支援給付費、保育所運営委託料などにより増加している。

（2） 財政見通し

歳入において、市税は大型マンション建設等による転入者増により微増すると見込んでいるが、法人市民税については税制改正の影響で減額を見込んでいる。消費税引き上げに伴う地方消費税交付金は増額となる。

一方、歳出については、介護保険制度改革及び子ども・子育て支援新制度への対応、新クリーンセンター（仮称）建設事業、市民文化会館改修事業等、増大を考慮しておくべきである。

また、今後建て替え時期を迎える公共施設にかかる費用を考慮すると、財政状況は厳しいと考えるべきである。